

職員の入札談合等関与行為に係る懲戒処分等基準

平成24年2月20日制定

1 入札談合等関与行為を行った職員

県が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

2 管理監督者

入札談合等関与行為を行った職員を管理監督すべき立場にある職員が、指導監督を怠ったと認められるときは、相応の処分等を行うものとする。

3 量定の加重・軽減

個別の事案の内容によっては、その情状等を総合的に勘案のうえ、上記の量定を加重又は軽減することができるものとする。

4 適用期日

この基準は、平成24年2月21日以降に発生した事案から適用する。